

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0 (入院時の食費についても自己負担なし)		
II	市町村民税 非課税(世帯)	低所得 I (~80万9千円)	1,250		500
III		低所得 II (80万9千円超~)	2,500		
IV	一般所得 I (市町村民税課税以上 7.1 万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得 II (市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税 25.1 万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※①高額治療継続者

医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月を超える月が年間6回以上ある場合）

②療養負担加重患者

のいずれかに該当。